

大正期における愛国婦人会¹茨城支部の 農村託児所²事業の展開と保育の内容に関する史的考察

浜野 兼一

(2019年1月17日受理)

要旨

本稿では、保育内容に関する史的研究の一環として、愛国婦人会茨城支部の農村託児所事業に着目し、大正期の農村託児所で展開した保育の実状の考察を通して、農村託児所設立の社会的背景や保育の内容の実際を考察した。

本稿の考察内容としては、まず、大正期の保育からみた農村託児所とその設置に係る社会的背景について、保育制度のなかの農村託児所、および愛国婦人会による農村託児所設置の社会的背景の跡付けを行った。次に、保育の内容をかたちづくる側面や設置諸規定からみた保育の内容、農村託児所における保育の内容の展開とその意義について検討した。

以上により、愛国婦人会による農村託児所設置の社会的背景の一端が明らかとなった。また、茨城支部が身体的側面に関する保育の内容に関する考え方として、農村の子育て事情に着眼しその衛生上の生活課題を改善に導く意図を示していた点も確認することができた。一方、教育的側面については、託児所の保育に必要な保育上の配慮や託児所の諸規定において身体面、精神面、休養面といった視点から保育の内容の組み立てを構想しているという点も明らかとなった。さらに、大正14年実施の眞壁郡關本町託児所の事例の検討から当時の農村託児所の実態の一端が浮かび上がった。

キーワード 保育内容、農村託児所、大正期、愛国婦人会

はじめに

本稿は、保育内容に関する史的研究の一環として、愛国婦人会茨城支部の農村託児所事業に着目し、大正期の農村託児所で展開した保育の実状の考察を通して、農村託児所設立の社会的背景や保育の内容の実際を明らかにするものである。

農村託児所は、その名の通り農村で特に“農繁期”に期間限定で設置された託児所である。なお、本稿では主として“農村託児所”という呼称を用いるが、当時の“託児所”という呼称については固定化されておらず、地域等によっていくつかの類似の呼称が用いられている³。

本稿のテーマに関する先行諸研究としては、山形県における農繁託児所の実状を明らかに

した松田澄子の研究、大正期から昭和戦前期までの農村特有の社会事業課題、特に農村児童の諸問題の側面から論じた西垣美穂子の研究、社会事業の枠組みのなかでの児童保護の観点から、農繁期託児所の普及の推移や運営の実態を明らかにした杉田菜穂の研究、昭和期前期における山梨県の慈善事業の諸状況から農繁期託児所を考察した川池智子の研究、静岡県保育史の編纂に関わった永田泰嶺に着目して、農繁期託児所の実態や寺の託児所の事例を検討した志田利の研究などがある⁴。なお、愛国婦人会の農村託児所事業については救済事業や社会事業のなかで断片的に触れられているものは散見される。しかし、同婦人会の農村託児所事業の設立の背景やその保育内容に焦点をあてた研究は、管見ではあるが確認できない。

これら先行諸研究のうち、特に松田澄子の研究は、大正期から昭和戦前期までの山形県における農繁期託児所の設置目的、設置時期、経営主体、開設および募集の方法、保育者（保姆）、受託児童数、運営に係る経費・保姆等の給料などについて詳細に分析している。また、保育内容についても事例や資料を織り交ぜながら考察しており、山形県における農繁期託児所の実態を知るうえで意義のある成果といえる。

以上の先行諸研究の成果を本稿のテーマに照らし合わせると、「保育内容に焦点をあてた考究」「大正期の農村託児所に限定した検討」の二点が研究課題として浮かび上がる。これらの課題を解明するために本稿のテーマを設定した。

一方、本稿で農村託児所を取り上げる理由は、日本最初の農村託児所（農繁期託児所）⁵と日本最初の保育所とされる赤沢鐘美による新潟静修学校の付設保育部の創設が同時期（1890年）である点が挙げられる。これらの点に着目すると、農村託児所設置の社会的背景や保育内容の諸状況を考究することは、我が国の託児所形態の保育内容の実態を明らかにするうえで不可欠であると考えられる。

一方、愛国婦人会の農村託児所事業に着目する理由は、農村託児所が本格的に普及していく前の大正期にあって、愛国婦人会において最初に設立・運営された茨城支部の農村託児所事業が農村託児所の原初形態として注目に値するからである。

そこで本稿では、大正期の農村託児所で展開した保育の実態を明らかにするために、まず大正期の保育における農村託児所の位置づけや、愛国婦人会の救済事業のひとつとして農村託児所が設置された社会的背景について述べる。次に、愛国婦人会茨城支部の農村託児所事業を取り上げ、同婦人会の保育内容に対する基本的とらえかたや設置諸規定にみえる保育内容関連の記述を考察する。さらに、同婦人会としては最初となる大正14年に実施された茨城支部の農村託児所のうち「眞壁郡關本町託児所」⁶の事例を取り上げ、その保育日誌の内容の分析により同託児所で行われた保育の意義を明らかにする。

2

1 大正期の保育からみた農村託児所とその設置に係る社会的背景

1) 保育制度のなかの農村託児所

大正期は、「幼稚園令」の発布にみられるように、文部省主導による幼稚園の制度化が法令上完成したことで、その後の幼稚園保育の方向づけが具体化された時期である。しかし、

幼稚園の制度が確立しても、保育を必要としている子ども全体の要求を満たすことは不可能であった。創設以来大正期に至るまで、幼稚園は一貫して中産階級以上の富裕層の子どもを対象とした保育を行っていた。このことから、中産階級の経済状況に満たない非常に多くの子どもたちが、就学前保育の対象から除外されていたのである。

託児所の諸形態は野口幽香の二葉保育園（大正5年／1916）に代表されるような民間の篤志による慈善救済事業の観点から設立・運営がなされた。したがって、託児所の設立にあたって幼稚園のような保育行政レベルでの公的認可という手続きは求められなかったのである。そして、その設置目的も就学前の子どもの生活（生命）を守るというもので幼稚園の目的⁷とは一線を画していた。

ここで農村に設置された託児所に目を向けると、その性格は慈恵的救済事業から社会事業へ転換する過渡期⁸において、各地の農村で普及していった地域限定の救済事業といえるのではないだろうか。農村託児所が本格的に普及していくのは、昭和期に入ってからである。この点については、たとえば大正から昭和初年までを「託児所の奨励、試行の時代⁹」とする見解が示されている。また既述の松田澄子の研究からも、調査対象4地区のうち農繁期託児所が設置されていた地区は当初1つの地区のみであり、昭和期に入り設置地区が増えていったことが確認できる¹⁰。しかし、本格的な普及の前段階であっても、一部の地域では計画的、組織的に農村託児所が運営されており、大正期の託児所保育において果たした役割は少なくなかったといえよう。

以上の検討をふまえて次節では農村託児所の保育内容を分析する前提として、愛国婦人会茨城支部の農村託児所事業を手がかりに、農村託児所が設置された社会的背景について述べる。

2) 愛国婦人会による農村託児所設置の社会的背景

愛国婦人会は、大正6（1917）年7月1日「定款中一部改正を行ひ軍事的救済事業の外、地方の状況に依り必要なる他の救済事業を爲すことを得る¹¹」こととなった。こうした同婦人会による事業の拡大は、その後各地の支部でさまざまな慈善事業に着手する方向づけとなり、それに伴って婦人会としての社会的役割も高まっていった。以下に大正9年から大正12年までの主な動き¹²を示す。

- 大正9年11月 東京市麴町児童健康相談所開設
- 大正10年3月 児童健康相談所を隣保館内に設置
- 大正10年4月 山口支部宇部市児童健康相談所開設
岡山支部岡山實習女学校開設
- 大正10年5月 香川支部児童健康相談所開設
- 大正10年7月 京都支部児童健康相談所開設
- 大正10年10月 長崎支部児童健康相談所開設
愛知支部児童健康相談所開設
- 大正11年1月 大阪静岡両支部児童健康相談所開設
島根支部無料産婆開始

大正11年 8月 群馬支部幼児保育所開始
大正12年 1月 山口支部に於て盲啞學校經營
大正12年 5月 秋田支部診療所開設

上記の展開を経て、地方が必要としている救済事業のひとつである農村託児事業にも目が向けられることになった。すなわち「我が愛國婦人會に於ては茨城縣支部の本施設を以て嚆矢¹³」とされる農村託児所が、「大正十四年五月創めて縣下三ヶ町村に開設¹⁴」されたのである。

ここで農村託児所が必要とされた社会的背景に目を向けると、たとえば、大正8年の乳児死亡率と新生児死亡率が、出生1000に対して乳児死亡率「170.5」、新生児死亡率「72.6」となっている点が注目される¹⁵。現在の数値が乳児の場合「約2」新生児の場合「約1」という点をふまえると、当時の乳児・新生児死亡率がいかに高かったかがわかる。こうした多産多死ともいえる状況のなかで、大正期の農村においては母親への労働の負担が重くのしかかり、とりわけ農作業の繁忙期には十分な育児の機会が得られなかったといえる。

このような背景により「慈母の懷を離れた幼児は自然年少の兄姉の手に託され或は路畔に放擲」されることも頻発し、それが育児環境を劣悪なものにしていった¹⁶。育児環境の厳しさは、その実態を指摘する「田植時期の川や溝は何れも満々たる水を湛へてゐる。こゝに一命を捨てる子供も幾許もある¹⁷」や「或は炎天烈日の田野に…幼児が暑氣にあたり咽喉を枯らし母の馳せつけた時は既に尊き一命を捨ててゐる¹⁸」などにも見い出せるであろう。

付け加えるならば、子育て環境の劣悪化が、子どもの溺死、脱水症、熱中症などを続発させただけでなく、それ以前の問題として農村においては母親にのしかかった労働の負担により、たとえば出産後早い時期から農作業に復帰することによる授乳機会の減少が乳児の發育不良をまねく危険性もあったと思われる。

2 愛国婦人会茨城支部の農村託児所事業における保育の内容の観点

1) 保育の内容をかたちづくる側面

愛国婦人会茨城支部(以下、茨城支部と略す)は、農村託児所事業を運営するにあたり「保育の内容」をつくりあげるための留意点を次のように述べている。

惟ふに託児所の特長は、第一(ママ)乳児の死亡を防ぎ、第二には乳児及び幼児の健康を増進すると共に、第三には幼児の智識を啓發することにある¹⁹

上記の留意点には、乳児の死亡を防ぐ、乳幼児の健康増進、幼児の知識啓發の三つが挙げられている。ここで注目したいのは、なぜ保育の内容をつくりあげていく留意点の最初に、「特長の第一」として「乳児の死亡を防ぐ」が挙げられているのか、という点である。これについては、以下に示す茨城支部の農村託児所事業に向けた現状分析のなかに、根拠を見いだすことができる。

出産率に於て世界に誇つてゐる我が國は、遺憾ながら死亡率に於ても亦遙かに高率であり、就中乳幼児の死亡率に至つては、左表に示す通り、世界の乳幼児死亡率中で、極めて高度の比率を示してゐるのである。即ち大正十三年度に於ける死亡総数は、百二十五萬四千九百四十六人であつて、その中、出生より五歳未満迄が最も多数を占めて、全死亡者の約三割七分即ち四十七萬五千六百十五人の多数に上つてゐる²⁰。

つまり、当時の国民の全死亡者に占める5歳未満の子どもの割合が、約37%と極めて高い状況にあつたため、農村託児所においても子どもの死亡を防ぎその命を守ることが第一命題とされたのであろう。このような考え方は、体育的観点からの保育の内容を述べた次の一節によって裏づけられるであろう。

体育的方面の保育にあつては、先づ衛生に留意することを要する。之を社會衛生問題として見るも、農民に衛生思想を吹き込むといふことは、蓋し目下の急務であつて、一例をあぐれば、農村兒童の十中八九迄は蛔蟲を持つてゐることが、醫學上の統計で明らかになつてゐる。斯業者が農村兒童の體內から、蛔蟲の病害のみを除去してやるだけでも、農村託児所の意義は極めて深いものとなつて来るのである。従つて保育室、遊戯室、寢室等の室内より運動場、砂場等の屋外に至る迄、衛生には細心の注意を拂ひ、兒童の健康状態や、地方の傳染病の發生等につき、時宜に應じて、適當の処置と方法とを講ずるやうにしなければならない²¹。

“體育的方面の保育”の冒頭で農村兒童の生活の衛生の問題に言及し、生活上不可欠な“衛生”への留意を明示し、農村託児所における衛生面への配慮の重要性と意義を述べている。この見解は、茨城支部が構想する農村託児所の保育とその内容の組み立てに際しての「前提」といえるであろう。これを踏まえて、体育的観点からの保育については「散歩、遊戯、砂遊び、自由遊び等を行はしめて、兒童を自由に活動せしむる一方、休養にも意を用ひて、適宜に午睡をなさしめたり、おやつを給與したりするのである²²」といった内容を設定し、託児所を利用する農村兒童の育ちを支えていこうとする思いを掲げている。

一方、教育的観点からの保育の内容については「特に兒童心理を理解すべきこと、先にも述べた通りであつて、干渉に陥らず、放任に過ぎず、保育者自身が子供心になつて、一緒に歌ひ、話し、遊びつゝ自然に之を教導しなければならない²³」とした上で、たとえば「一般教養の外、童話を聞かせたり、童謡を歌はしめたり、手工をなさしめたりするのであるが、兒童の心理をさへ理解するならば、玩具必ずしも高価なる商品を求むるに及ばず、童話必ずしも堅くるしい教訓談に限るべきでないことも、容易に気付かるゝことゝと思ふ²⁴」といったとらえ方をしている。

2) 設置諸規定からみた保育の内容

茨城支部は農村託児所の創設に向けて、その根拠となる設置規程の第1条で「本託児所は農村労働者の利便を計る爲に農繁期に於て其の児童を收容し保育をなすに在り²⁵」と定めるとともに、託児所の開設期間を「農繁期二ヶ月以内²⁶」とし、收容する子どもの条件として「男女起行歩行し得る者より學齡到達期迄²⁷」と規定している。また、農繁期の2ヵ月という期間限定開所のため、託児所の設置場所は「小學校附近の寺院又は小學校の一室を充當²⁸」して開所することと規定している。これについては、開所期間が2ヵ月という点と数十名の子どもの日中託児所で生活するという点を考えると、設置場所は寺院や小學校にせざるを得なかったといえよう。

ここで、設置規程にみえる茨城支部の農村託児所の保育の内容に関する規定(要項)を確認しておくことにする。次に示すのが、その条文である。

第七條 児童は概ね左の要項に準拠し保育す

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 一 受託の時間 | 午前八時より午後四時迄とす |
| 二 身體方面の養護 | 散歩、深呼吸、遊戯、午睡 |
| 三 精神方面の養護 | 唱歌、玩具、談話、手工 |
| 四 給養 | 晝食、オヤツ |
| 教養に | 關する細則は所長之を定む ²⁹ |

上記の条文には、保育の内容をつかさどるものとして、身体および精神方面の養護、給養、教養の観点が盛り込まれ、養護、給養については為すべき内容が記されている。なお、“教養”に関しては、「教養に関する細則」のなかで「設備」を

- | | | | |
|-----------------|---------|------------------------|---------|
| (イ) 保育室 | (ロ) 午睡室 | (ハ) 砂場 | (ニ) 水遊場 |
| (ホ) 寝具(毛布、枕、蚊帳) | (ヘ) 玩具 | (ト) 手工用具 ³⁰ | |

とした上で、託児所の保育の詳細を定めている。次に示す表(表1)は、身体方面、精神方面の各観点から掲げられた保育内容をまとめたものである。

「教養に関する細則」に定められている保育内容については、上記のほか「休養方面」における配慮として「菓子類は「カステラ」「ビスケット」芋、煎餅、飴等を可とし團子類油濃きものは與ふへからず³²」ことが明示されている。また、「林檎、梨等は多量ならされは差支なし³³」といったことについても細則に盛り込んでいる。なお、子どもたちに与える際には、「給與時刻第一回午前十時、第二回午後二時 給與の分量は適當なるへし 食後の休養に注意すへし³⁴」といった細かい点に言及するとともに、「突然食欲減退兒には其原因を採らし回復に努むへし³⁵」として、不測の事態が発生した場合の対応を規定している。これらの規定には、託児所の子どもの健康管理に対する真摯な思いと、健康維持に向けた具体的な見通しと配慮がみられる。

表1 「教養に関する細則」に定められている保育の内容³¹

身 體 方 面	精 神 方 面
<u>散歩</u> 歩行し得るものに対しては時々庭内を散歩せしめ自然に親ましむへし	<u>唱歌</u> (1) 愉快に唱和せしむる程度たるへし (2) 戸外遊戯の際に課するを主とすへし
<u>遊戯</u> (1) 共同和楽の心情を啓發 (2) 戸外遊戯は精神を爽快に (3) 年齢により共同遊戯を指導すへし (4) 遊戯は小兒の全活動なる	<u>童話</u> (1) 兒童の解し得る程度たるへし (2) 兒童の興味を主とすへし (3) 直観方便物の使用を忘るへからす
<u>睡眠</u> (1) 幼兒は常に良く眠るものなる (2) 安眠せしむる様務むへし (3) 寝癖悪しきものあらば矯正すへし	<u>玩具</u> (1) 玩具は兒童の愛玩するものたるへし (2) 塗料の有害なるものを避くへし (3) 教育的価値のあるものたるへし (4) 破損創傷の危険のあるもの避くへし (5) 嚥下する恐れあるもの避くへし
	<u>手工</u> (1) 年齢に應し遊戯的手工を指導すへし (2) 小兒の工夫考案は尊重奨励すへし

3 農村託児所における保育の内容の展開とその意義

序論でも触れたように、本節では茨城支部の農村託児所のうち大正14年に実施された「眞壁郡關本町託児所³⁶」の事例を取り上げ、その保育日誌の記述内容を分析し同託児所で行われた保育の意義を明らかにする³⁷。

大正14年5月25日から7月24日までの期間で開所された眞壁郡關本町託児所は、実施場所を「關本尋常高等小學校内³⁸」として託児の募集を行った。託児の募集にあたっては、「本町にては成るべく自作農、小作農其の他労働者の家庭に在る者³⁹」として子どもたちを受け入れる準備を整えた。なお、託児所の運営をつかさどる職員・保育者等については、次のように定めた⁴⁰。

職員

- 所長一名（小學校長）
- 主任一名（訓導）
- 保母一名
- 助手一名
- 醫員一名（校醫）一名
- 顧問二名（町長農會長）
- 委員十三名（學務委員五名、訓導六名、□有功章者二名）

こうして、眞壁郡關本町託児所は子どもたちが入所する日を迎えることとなった。託児所の初日の状況について同託児所の保育日誌をみると、

「五月二十五日、月曜、晴

託児所の入所式ともいふべき日、午前八時までに二十五六名託されたるも保護者の連れ来る者一名もなし、低学年の兄姉におんぶして来り氏名を問へども、唯頭字ばかり「おそ」「おみ」と答へ、おそめやら、おみつやら名さへ不明にして、加ふるに廣き室内へ見知らぬ者ばかり、玩具を與ふるも手にふれず、唯泣くばかり、ビスケット、お煎餅など與へて一時泣き止みたるも食し終れば又泣き出して室内はさながら戦争のやう⁴¹」

と記されている。初日にもかかわらず、託児所へ子どもを連れてくるのは親ではなく兄妹であり、当の本人は名前も満足に答えられない、玩具にも触れず泣いている、といった“さながら戦争のやう”な状況が表出したことで、託児所の保姆や職員は対応に苦慮し、あるいは驚きやとまどいに苛まれることとなった。なお、この保育日誌の確認（未確認）の状況を以下の表2に示す。

困難な状況からはじまった託児所の保育であったが、子どもに直接関わる保姆、職員が試行錯誤をくり返しながらも子どもに快適な生活を提供するため力を尽くした。こうした努力

表2 眞壁郡關本町託児所 保育日誌の状況

5月25日 月曜	○	6月10日 水曜	○	6月26日 金曜	○	7月12日 日曜	×
5月26日 火曜	×	6月11日 木曜	○	6月27日 土曜	○	7月13日 月曜	○
5月27日 水曜	×	6月12日 金曜	×	6月28日 日曜	×	7月14日 火曜	×
5月28日 木曜	×	6月13日 土曜	×	6月29日 月曜	×	7月15日 水曜	×
5月29日 金曜	×	6月14日 日曜	×	6月30日 火曜	×	7月16日 木曜	○
5月30日 土曜	×	6月15日 月曜	×	7月1日 水曜	×	7月17日 金曜	○
5月31日 日曜	○	6月16日 火曜	×	7月2日 木曜	×	7月18日 土曜	×
6月1日 月曜	○	6月17日 水曜	×	7月3日 金曜	○	7月19日 日曜	○
6月2日 火曜	×	6月18日 木曜	○	7月4日 土曜	×	7月20日 月曜	×
6月3日 水曜	×	6月19日 金曜	×	7月5日 日曜	×	7月21日 火曜	○
6月4日 木曜	×	6月20日 土曜	×	7月6日 月曜	×	7月22日 水曜	○
6月5日 金曜	○	6月21日 日曜	×	7月7日 火曜	×	7月23日 木曜	○
6月6日 土曜	×	6月22日 月曜	×	7月8日 水曜	×	7月24日 金曜	○
6月7日 日曜	×	6月23日 火曜	×	7月9日 木曜	○		
6月8日 月曜	×	6月24日 水曜	×	7月10日 金曜	×		
6月9日 火曜	×	6月25日 木曜	×	7月11日 土曜	○		

(○=日誌有り ×=日誌確認できず)

(『農村託児所設置要項並に実施参考』愛国婦人会本部社会部編 1927年に基づいて作成)

により、数日後には開始当初とは違った動きがみられるようになった。託児所開始の6日後の保育日誌には、次のように記されている。

「五月三十一日、日曜、晴

児童にとりては初めての日曜とて缺席多し。所内で一番泣かなくて可愛盛りの石川みよさんが、そちこち歩き廻るので、永田さいさんや、瀬川くにさんなどの、大きい児はおもしろがつてお手々を引いて共遊び、漸く共同生活の初歩に入った。⁴²⁾

日程としては日曜日のため欠席が多かったものの、託児所内の子ども同士の関わりがしだいにみられるようになり、それはたとえば年少児に対する年長児の言葉かけや活動への導きがあったと思われる。つまり、ここへきて当初の“さながら戦争のやう”から“お手々を引いて共遊び、漸く共同生活の初歩に入った”のである。

では、“共同生活の初歩”に入ってから以降、託児所の状況はどう変化していったのであろうか。また、日々託児所に通いそこで生活をする子どもたちの様子はどのような展開をみせたのか。さらには、託児所においてなされた保育的活動やその内容に関して、日誌にはどのように記されているのか。こうした点を明らかにするため、表3に日誌の内容を整理した⁴³⁾。

表3 保育日誌における「託児所の状況」「子どもの動き、様子」「保育関連の記述」

	託児所の状況	子どもの動き、様子	保育関連の記述
5/25	保護者の連れ来る者一名もなし	廣き室内へ見知らぬ者ばかり、玩具を興ふるも手にふれず、唯泣くばかり	室内はさながら戦争のやう
5/31	児童にとりては初めての日曜とて缺席多し	所内で一番泣かなくて可愛盛りの石川みよさんが、そちこち歩き廻る	お手々を引いて共遊び
6/1	託児所なるものを理解するもの少く	玩具もブランコも他の児童に渡さず	玩具の取扱方粗暴なるより玩具は丁寧にするべき事を教ふ
6/10	時の記念日を児童にお話すれども理解なし	今日は何時になく静かにて元気に遊びたり	安達ひろさんがお晝寝すると、後からとのおやつ時までに十一人も寝てしまった
6/18	中食のおかずは何時入れないで、お口のおにぎりばかりの児童が五六人もある	先生早くお甘薯を頂戴とおやつへの催促、買に行った婆やが来るのをお手々をたゝいて待つて居る	澤山の玩具を一度に使はせては破壊性を帯びて居る児童もある事なればと思ひ、半数だけ使用さす
6/26	今日は何時より楽しげに遊んで気持よかつた	石川みよさん、森武雄さんなどは唱ひながら眠つてしまった。二帳の蚊帳もせまいほどお晝寝した	男児の方に玩具の取扱粗暴にてバケツの底を二つも抜きたるものあり/女児の方は朝九時頃までお砂遊び、九時半おやつ後皆お手々をつないで「開いたゝなんの花開いた」と愛らしい聲で唱歌に遊戯
6/27	誠に結構なお催しで大へん助かります」との言葉、いよゝ託児所も了□されたかと心嬉しく		

	託児所の状況	子どもの動き、様子	保育関連の記述
7/3		玩具の取扱、ブランコの争ひをなす	高橋すみさんが近頃元気旺盛、初めの栄養不良は何處へやら
7/9		お晝飯に鏡田せいさんがお辨當を持参しないので皆の食べるのを見て、御飯々と大泣き、いつも御飯時には泣かされる	粗暴の言語を口にして尋三の男児に叱かれた雨羽正夫さんや野寺理夫さん臨時託児の比企章夫さんに注意
7/11	雨の爲お砂場遊びも出来ず、退屈するならんと思ひおやつを早目にやつた		
7/13		臨時託児の森英子さんは、家庭に在て我儘で仕方なかつた	託児所へ来たら、行き歸りの挨拶もするし、何事も聞わけて大へんよくなつて
7/16	日増しに暑さも強くなつて、お砂場へも太陽がさす様になりました	石川さくさん宅より馬鈴薯を澤山茹でて寄贈されましたので一同大喜び	午前中戸外遊戯をなし、日盛りは室内にて遊戯的手工をなし、各自の製作は家庭に持歸らしめました
7/17	託児所の理解者が増して来て	孫が我儘で困りますから御迷惑でも二三日お世話を戴きたい	子供が託児所へ来てから大へんよくなりました／臨時託児八人
7/19	自分が不経験の爲、教育も何もゼロであり、加ふるに多忙の爲親しく個性を観察する事の出来ない児童もあつた	今日も體重を量らうとしたら、泣いて逃げ歸つた児童あり	本校の二階、運動場等で思ふ通り遊ばせてやりました
7/21	この愛らしい神の様な児童を三四日後に手放すかと思ふと悲しいやうな気持がする	昨日から土用とかで、随分お暑くなつたけれども、児童は元気	「ハトポツポ」「水鐵砲」「お餅つき」「桃太郎さん」などの唱歌や遊戯で賑かでした。午後机のふたを連ねて「汽車ごっこ」や折紙のカラスを飛ばした
7/22	入所當時はあんなに泣き通したのかと汗を拭き、脊負うた事など思ひ出して	可愛いお手々を出して「ピツツ>」「とめちゃんは」と言へば自分のお鼻をつまみ、「先生は」と問へば私や保姆さんのお鼻を痛い程つまむ様になつた	
7/23	折角此所までになつた愛兒を、明日かぎり手放す	年少者のみよちゃんがお乳を堤へて如何しても放さない	今日だけなりとも心やくまで遊ばせて
7/24	開期中心苦しかつたお辨當の件につき、町より中食を與へられたき事を申述べしに、来年度よりは給與すべく賛成を得て嬉れしかつた	いよ、閉所となり、愛兒が左様なら左様ならとお辞儀をして去る時、何となく惜まれて涙ぐましい程であつた	

10 まず、「託児所の状況」については、はじめて実施された期間限定の託児所ということもあり、子どもを預ける親の理解が不透明なまま託児所の運営が進められたといえる。しかし、託児所の日程の後半を過ぎたころから、子を通わず親のとらえかたに変化の兆候がみられるようになった。この点については、託児所の日程が終わりに近づいた7月17日の日誌の「託児所の理解者が増して来て」という記述によって裏づけられるであろう。

次に、「子どもの動き、様子」については、開所して二週間を過ぎたころから子どもたち

に落ち着きがみられるようになり(6月10日「今日は何時になく静かにて元気に遊びたり」)、後半の日程に入ると託児所で過ごすことが子どもの生活に情緒的な安定をもたらす(6月26日「石川みよさん、森武雄さんなどは唱ひながら眠つてしまつた」)状況もみられるようになった。あくまで確認できている日誌の記述からではあるが、開所期間を通じて託児所の集団生活において子どもに関する大きな事故や怪我は無かつたと思われる。眞壁郡關本町における農村託児所の“嚆矢”であることをふまえると、この点は、特筆すべきことではないだろうか。

一方、「保育関連の記述」に目を向けると、「共遊び」「玩具の取扱方粗暴なる」「玩具の取扱粗暴にてバケツの底を二つも抜きたる」「お砂遊び」「唱歌」「遊戯」「粗暴の言語を口にして」「行き歸りの挨拶もする」「何事も聞わけて」「戸外遊戯をなし」「遊戯の手工をなし」「唱歌や遊戯で賑か」「汽車ごつこ」「折紙」といったことが日誌に記されている。これらを既述の「教養に関する細則」における保育の内容の「身体方面」および「精神方面」の各項目に照らし合わせると、各項目をほぼ満たしているといえよう。

おわりに

以上、本稿では保育内容に関する史的研究の一環として、大正期における愛国婦人会茨城支部の農村託児所事業に着目し、農村託児所設立の社会的背景や保育の内容の実際を明らかにするために、農村託児所で行われた保育の実状を考察した。

第一節では、大正期における保育制度の状況からみた農村託児所の位置づけを検討するとともに、愛国婦人会による救済事業の動向の跡付けを試みた。これにより、愛国婦人会による農村託児所設置の社会的背景の一端が明らかとなった。

第二節では、愛国婦人会茨城支部の農村託児所事業を取り上げ、茨城支部の掲げた農村託児所事業の基本的方針や託児所設置にかかる諸規定をもとに保育内容関連の記述を考察した。本節では、まず、身体的側面に関する保育の内容に関する考え方として、農村の子育て事情に着目しその衛生上の生活課題を改善に導く意図が示されていた点が確認できた。また教育的側面においても、託児所の保育を通じて、子どもの心理を理解すべき点を指摘しており、ここに保育上の配慮が示されていた。さらに、託児所の諸規定においては、身体面、精神面、休養面といった視点から保育の内容の組み立てを構想しているという点も明らかとなった。

第三節では、愛国婦人会としては最初となる大正14年に実施された茨城支部の農村託児所のうち「眞壁郡關本町託児所」の事例に着目して、その保育日誌の内容を中心に分析を行った。日誌の内容からは、試行錯誤をくり返しながらも、託児所で保育に臨んだ保姆とその関係者が、子どもの目線や立ち位置を適切にとらえ、子どもが伸び伸びと過ごせる環境づくりに徹したことがみえる。これは、農村託児所における茨城支部の保育に対する考え方⁴⁴が如実に現れているといえよう。

以上をふまえて本論をまとめると、まず、保育形態や制度の面からは、農村における開所期間厳限定の託児所ではあつたが、農村の子育てのニーズに応える保育の先駆的形態といえ

るのではないだろうか。そして、保育の内容については、当時の幼稚園の保育の内容（保育項目ハ遊戯、唱歌、観察、談話、手技等トス⁴⁵）とかけ離れているわけではなかった点に注目すべきである。むしろ地域独自の工夫や取り組みにより、その地域の“子どもの実態に応じた”保育が行われていたといえるのではないだろうか。確かに、農村託児所は期間限定ではあったが、その限られた期間のなかで行われた保育、そしてその保育実践を支えた保育内容には子どもの命を守り、生活習慣を改善し、健やかに育て愛護するという点から大きな意義があったといえよう。

今後の課題としては、本稿で取り上げた農村託児所以外の事例について、どのような保育が行われていたのか、託児所としての特色はいかなるものであったのか等について、常設の託児所との比較検討にも目を向け考究したい。

注

- 1 愛国婦人会は「戦死、並に準戦死者の遺族、及び廢兵を救護することを以て目的とす。この主たる目的の外に地方の状況に依り必要なる他の社會事業を爲すこともある」という理念を掲げていた組織で、大正期に入ると戦死者の遺族や傷病兵を救済する事業のほか、農村託児所なども含めた救済事業にもあたるようになった。『日本文化団体年鑑 昭和13年版』日本文化中央連盟1939年p461。
- 2 戦前の託児所は内務省が取り組んだ慈惠的救済事業のなかに位置づけられており、本稿で取り上げる「農村託児所」は、いわゆる農繁期託児所の一形態である。
- 3 例えば、内務省が大正7年から8年にかけて行った「托児所、保育所、育兒院ニ於ケル 收容兒童身體検査成績」では「…市内及郡部ニ於ケル十三ヶ所ノ托児場、保育所、保育園、育兒院ニ於ケル收容兒童ノ身體検査…」(緒言による)と記されている。内務省衛生局『托児所、保育所、育兒院ニ於ケル收容兒童身體検査成績』1921年p1。また、農村託児所のほか、農繁期託児所や季節保育所といった名称も用いられていた。
- 4 松田澄子「山形県内の農繁託児所について」(『山形県立米沢女子短期大学紀要40』2005年p35-50所収)。西垣美穂子「農村社会事業論が捉える農村における児童保護・児童社会事業の意義と課題：農村児童問題への対応を中心に」(『佛敎大学大学院紀要. 社会福祉学研究科篇37』2009年p89-102所収)。杉田菜穂「1930年代における〈農村〉社会政策の一断面：農繁期託児所をめぐって」(『季刊経済研究35 (3/4)』2013年p71-92所収)。川池智子「山梨県保育史研究ノート(4) 昭和戦前期における山梨県の保育：農繁期託児所の創設と展開を中心として」(『山梨県立女子短期大学紀要27』1994年p181-192所収)。志田利「地域をささえた寺と農繁期託児所——仏教師永田泰嶺の実践にみる」(『身延山大学仏教学部紀要(3)』2002年p1-12所収)。
- 5 通説では、篤農家であった箕雄平による「下味野子供預り所」が我が国最初の農繁期託児所とされている。
- 6 真壁郡関本町は昭和31(1956)年8月、河内村、黒子村とともに関城町として発足している。その後、平成17(2005)年3月に真壁郡から離脱し筑西市(関城町、明野町、協和町が下館市と合併)のなかに組み込まれた。
- 7 幼稚園令施行規則(大正十五年四月)には、「幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス 常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ

注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメムコトヲ務ムヘシ (第一條)」と定められている。

- 8 明治36 (1903) 年に大阪で開催された第 1 回全国慈善大会において、我が国最初の全国的組織である「日本慈善同盟会」の設立が決定し、その後、会の名称を「中央慈善協会」に改め発足した。大正期に入ると同協会は「慈善」を「社会と救済」に改題した。こうして、しだいに社会事業の運営のあり方や組織化を求める声が高まり、昭和13 (1938) 年「社会事業法」として具体化した。
- 9 神立幸子「戦前の農村託児所について 一農会報にもとづく資料より一」(『日本保育学会大会発表論文抄録(24)』1971年p1所収)。
- 10 松田澄子『前掲書』p38。
- 11 『愛国婦人会四十年史・附録』愛国婦人会1941年7月p22。
- 12 『同前書』p24-p27。
- 13 『農村託児所設置要項並に実施参考』愛国婦人会本部社会部編 1927年1月p21。
- 14 『同前書』p21。
- 15 厚生労働省『人口動態統計』各年度による。
- 16 『常設並ニ農繁期託児所の設置奨励に就て』石川県学務部社会課1928年3月p37。
- 17 『同前書』p38。
- 18 『同前書』p38。
- 19 前掲『農村託児所設置要項並に実施参考』p14。
- 20 『同前書』p11。
- 21 『同前書』p15。
- 22 『同前書』。
- 23 『同前書』p15-16。
- 24 『同前書』。
- 25 『同前書』p21。
- 26 『同前書』p22。
- 27 『同前書』設置規程には託児所の定員数も記されており、その人数は50名である。また、通所希望者が定員数を超過した場合は、“抽選に依る”と規定している。
- 28 『同前書』p22。
- 29 『同前書』。
- 30 『同前書』p26。
- 31 『同前書』p26-28の内容にもとづいて作成。
- 32 『同前書』p28。
- 33 『同前書』。
- 34 『同前書』。
- 35 『同前書』。
- 36 真壁郡関本町は昭和31 (1956) 年8月、河内村、黒子村とともに関城町として発足している。その後、平成17 (2005) 年3月に真壁郡から離脱し筑西市(関城町、明野町、協和町が下館市と合併)のなかに組み込まれた。
- 37 前掲『農村託児所設置要項並に実施参考』p21。茨城支部によると、大正14年に実施の農村託児所について「非常な好感と賛辞を以て迎えられ、優秀なる成績を収めた」と評価している。

- 38 『同前書』 p34。
- 39 『同前書』。
- 40 『同前書』。
- 41 『同前書』 p34-35。
- 42 『同前書』 p35。
- 43 表3は『同前書』 p34-39にもとづいて作成。
- 44 『同前書』p17。茨城支部は託児所の保育について「最も陥り易い弊害一兎かく大人の頭からは、児童を教えるといふ觀念が離れないがために、いつともしらず子供を或る型に箝めてしまう—といふが如きことは、努めて避くべきである」としている。前掲『農村託児所設置要項並に実施参考』
- 45 『官報. 1926年04月22日』 大蔵省印刷局p554。